今年も7ツいぞ!ちほの夏!

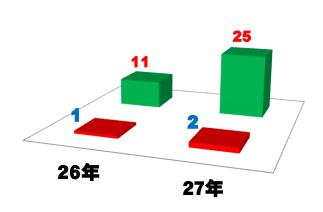


厚生労働省・千葉労働局・各労働基準監督署

千葉県内では熱中症による労働災害が急増しています。

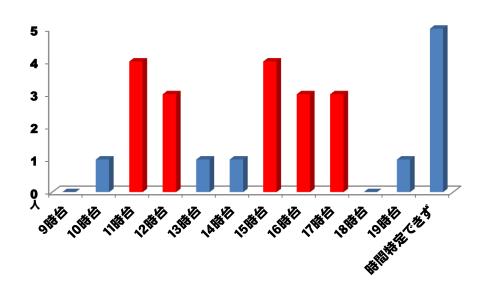
熱中症発症状況

■死亡 ■休業4日以上災害



(労働者死傷病報告に基づき作成)

発症した時間帯 (平成27年)



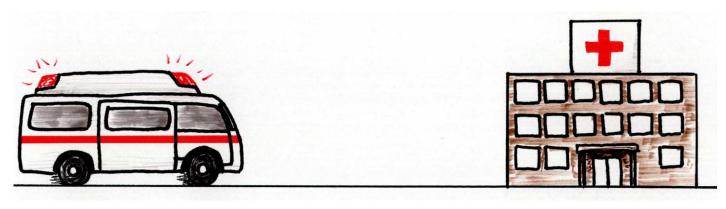
作業開始後、2時間経過したころから多く発症しています。

(労働者死傷病報告に基づき作成)

熱中症が疑われる人を見かけたら・・・



(意識がない、自力で水が飲めない場合はすぐに救急車を呼びましょう!)





職場の熱中症対策は万全ですか?

のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取させていますか?

		体内の水分及び塩分のバランスが崩れたりするなどにより発症する障害を総称して熱
		中症といいます。熱中症によりめまい・失神、筋肉痛、気分の不快、吐き気、意識障害・
		けいれん・手足の運動障害などの症状があらわれます。
		摂取を確認する表の作成、作業中の巡視での確認などにより、その摂取の徹底を図りましょ
		う。
休憩場所は整備していますか?		
		冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けましょう。
		氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの身体を適度に冷やすことのできる物品や
		設備を設けましょう。
		水分・塩分の補給を、定期的、かつ容易に行えるよう、飲料水などを備えましょう。
	日常	の健康管理など、労働者の健康状態に配慮していますか?
		糖尿病、高血圧症、心疾患などの疾患は、熱中症の発症に影響を与える恐れがあります。
		⇒健康診断および異常所見者への医師などの意見に基づく就業上の措置を徹底しましょ
		う。
		睡眠不足、体調不良、前日の飲酒、朝食の未摂取、感冒などによる発熱、下痢などによ
		る脱水などは、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。
		⇒日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じて健康相談を行ってくださ
		l' _o
		朝礼などの際に健康状態を確認しましょう。
		作業開始前・作業中の巡視などによって、労働者の健康状態を確認しましょう。
		熱中症を疑わせる症状が現れた場合には以下の救急措置をとり、必要に応じて救急車を
		要請し医師の診察を受けさせてください。
		① 涼しい日陰か冷房が効いている部屋などに移す。
		② 衣服を脱がせ、氷などで首、脇の下、足の付け根などを冷やす。
		③ 自力で可能であれば水分・塩分を摂取させる。

ご不明な点がございましたら、千葉労働局または各労働基準監督署へお問い合わせください。